

HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、道産木材製品を使用した建築物を登録し、施設内に木製の登録証を掲示することなどにより、道民や事業者等に道産木材製品の魅力を広く発信し、認知度の向上を図るとともに、建築物の木造化、木質化を推進することで道産木材製品の利用拡大に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 **ホッカイドウ ウッド ビルディング** (以下、「HWB」という。) とは以下の登録基準を満たす建築物のことをいう。
 - (1) 国内で完成した建築物（兼用住宅の事務所・店舗等は含むが、戸建て住宅及び什器やウッドデッキ・外構・木塀のみを施工した場合を除く。）
 - (2) 原則として構造材や内装材、外装材に道産木材製品（合法木材証明制度により産地が北海道内であると証明されているもの）を使用し、PR効果が高い建築物
 - (3) 原則、2019年4月以降に竣工した建築物
 - (4) 上記の要件に寄りがたい建築物は別途協議する
- 2 登録届出者とは、以下の条件を全て満たす者をいう。
 - (1) 当該建築物の建築主・設計者・施工者・PPP事業等における代表事業者のいずれかであること。
 - (2) HOKKAIDO WOOD (以下、「HW」という。) のメンバーに登録していること。
 - (3) HWブランドを積極的にPRする意欲のある者であること。

(登録)

第3 登録届出者は、この要綱の定めるところにより前項に定めるHWBとして知事の登録を受けることができるものとする。

(木製登録証の交付)

第4 知事は、第3の規定により登録されたHWBのうち、以下の推奨基準のいずれかを満たすものについては木製の登録証を交付するものとする。

- 1 延べ床面積1m²あたり0.1m³以上（混構造の場合には、木造以外の延べ床面積を除くことができる。）、又は全体で16m³以上の道産木材製品を使用している建築物
- 2 内装材、外装材のみの場合は5m³以上、又は80m²以上の道産木材製品を使用している建築物
- 3 道産木材製品を構造材や内装材、外装材として特に効果的に使用している建築物（低コスト化による効率的な使用、混構造・合成梁・ハイブリッド活用の工夫をしているもの。内装制限のある天井や壁、土足利用の床、駆体に影響を及ぼさない空間の構築など、木質化しにくい部分を工夫により克服しているもの。チェーンストアとして多店舗展開しており木質化の魅力を広く効果的に発信できるものなど。）

(公表)

第5 知事は、第3の規定により登録したときは、道民や事業者等に広く発信できる方法により公表するものとする。

(情報発信)

第6 登録届出者は木製の登録証を建築物に掲示するとともに、各種媒体でHWBであることを道民や事業者等に対し発信するよう努めるものとする。

(要領等への委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、要領等で定める。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)9月21日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)10月1日から施行する。